



『人権・同和問題地域懇談会』の昔と今

昭和44年(1969年)7月に「同和对策特別措置法」が施行され、昭和47年(1972年)から中学校教科書に同和教育が掲載されるようになりました。特別措置法から6年を迎えた昭和50年(1975年)7月から「けいかん」が発刊されました。

「けいかん」と名付けられたのは昭和50年(1975年)の創刊号に、『荊の冠を、早く桂の冠に変えたいという願いからです』という記事が掲載されています。

地域懇談会は、昭和46年(1971年)第一回「部落問題懇談会」という呼び名で推進委員は三役が担う形で始まりました。その後「同和问题懇談会」「人権・同和问题地域懇談会」と変わり、役場職員・運動体・学校関係者が推進委員となり5人体制で行いました。現在は桂川町人権・同和问题協議会委員、人権教育啓発推進委員会委員及び役場職員の4人体制で行っています。

内容も、最初は学校の部落の歴史、教科書問題を取りあげ、法律や同和对策事業・人権意識をテーマで懇談しました。現在は様々な人権問題について、ビデオ・DVDを視聴して懇談する形に変わっています。



昔の推進委員研修会の様子



今年度の懇談会の様子

「桂川町部落差別の解消の推進に関する条例」も施行されました。憲法の基本的人権の尊重を踏まえてのことです。

「桂川町部落差別の解消の推進に関する条例」の第2条・第3条でもあるように町の責務として、国・県と連携して部落差別に必要な施策を推進する。町民は、基本的人権を尊重するとともに、部落差別を解消するための町の施策に協力し、部落差別の解消に努めるものとするがあります。町民のみなさんのご理解、ご協力をお願いします。

変わったもの



●隣組単位での地域懇談会→行政区ごとの地域懇談会へ

隣組単位で行っていた時は、隣組（〇〇区〇組）の人たちが集まり、ひざとひざを突き合わせての懇談で参加者も多かったんだね。

●参加者の人権意識が高まった！

人権に関するDVDを見ての懇談で、いろいろな意見が出されたよね。その中で、参加者の人権意識もずいぶん変わってきて、人権・同和問題を考える人が増えたよ。

●人権侵害問題がネット上（SNS）に…

面と向かったの差別発言などは少なくなったけど、インターネット上（SNS）ではひどい人権侵害がたくさん起きているよ。誹謗中傷やありもしないような書き込みがあり、心を痛めている人がいるね。そのことで命を落とす人も…。だから、正しく学習しないとイケないんだね。

変わらないもの



●差別をなくそうとする思いや意識は昔も今も同じ！

「誰かを差別してやろう」という思いは誰も意識して思っていないよね。「差別がなくなればいい」「差別されたくない」とみんな思っているはず。その思いは、昔も今も変わらないよ。

●人はみな幸せに生きる権利をもっている！

憲法14条に「すべての国民は、法の下に平等であって、人種、信条、性別、社会的身分または門地により、政治的、経済的または社会的関係において、差別されない」としているね。差別されると幸せじゃないよ！

●正しく学ばないと差別や偏見はなくなるらない！

「教えるからなくなるらない」「年寄りがいなくなればなくなる」などの意見は、残念なことにも未だに聞かれる。それなのに、インターネットにはひどい書き込みがたくさん…。それを信じる人もいるから、正しく学ぶことが大切なんだね。